

犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた調査方法について(詳細)

1. 文献調査

(1) 調査対象動物について、(2) の文献を収集し、(3) の検討項目について調査した。

(1) 調査対象動物

表 1 に示す調査対象動物について文献収集を行った。調査対象動物は、第 11 回飼養管理検討会では「小型哺乳類：齧歯類、ウサギ、ハリネズミ、フクロモモンガ、フェレット、ミーアキャット、カワウソ、大型哺乳類：サル、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシ、アルパカ」として示していたが、日本哺乳類学会による「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」及び「カラーアトラスエキゾチックアニマル 哺乳類編 増補改訂版 (霍野晋, 横須賀誠, 2019)」を踏まえ、名称・分類群及び流通名と種和名について再整理した。また、新たにフェネックを加えた。

表 1 調査対象動物リスト

区分	科和名	本資料での名称(流通名)	標準和名(日本哺乳類学会)	
小型哺乳類 (齧歯類)	リス科	シマリス※1	シベリアシマリス	
		ジリス※2	リチャードソンジリス	
		プレーリードッグ※3	オグロプレーリードッグ	
	キヌゲネズミ科	ドワーフハムスター※4 (ジャンガリアンハムスター、ロボロフスキーハムスター、キャンベルハムスター)	ヒメキヌゲネズミ、ロボロフスキーキヌゲネズミ、キャンベルキヌゲネズミ	
		ゴールデンハムスター	ゴールデンハムスター	
		チンチラ	チンチラマウス	
		ネズミ科	アフリカチビネズミ(ピグミーマウス)	コビトハツカネズミ
	ネズミ科	ハツカネズミ(マウス)	ハツカネズミ	
		ドブネズミ(ラット)	ドブネズミ	
		スナネズミ	スナネズミ	
		テンジクネズミ科	モルモット	テンジクネズミ
	テンジクネズミ科	カピバラ	カピバラ	
		デグー科	デグー	デグー
	(齧歯類以外)	フクロモモンガ科	フクロモモンガ	フクロモモンガ
		ウサギ科	ウサギ	アナウサギ
		ハリネズミ科	ハリネズミ※5	ヨツユビハリネズミ
マンダース科		ミーアキャット	ミーアキャット	
イヌ科		フェネック	フェネック	
イタチ科		フェレット	ヨーロッパケナガイタチ	
	コツメカワウソ	コツメカワウソ		
(小型サル)	ロリス科	スローロリス等		
	ガラゴ科	ショウガラゴ等		
	オマキザル科	マーモセット亜科、オマキザル亜科(オマキザル属、リスザル属、フサオマキザル属)		
大型哺乳類	オナガザル科	ニホンザル	ニホンザル	
	ウマ科	ウマ	ウマ	
	イノシシ科	ブタ	イノシシの家畜種名	
	ラクダ科	アルパカ	ビクーニャの家畜種名	
	ウシ科	ヒツジ	ヒツジ	
		ヤギ	ヤギ	
ウシ		ウシ		

- ※1「日本でシマリスと呼ばれている種は中国大陸から輸入されたシベリアシマリス(亜種チョウセンシマリス、チュウゴクシマリス)を指す」(文献リスト国内21)とあるため、対象種はシベリアシマリスとした。
- ※2「日本で飼育されている多くの個体はオグロプレーリードッグである」(文献リスト国内21)とされていることから、本種を対象とした。
- ※3「日本で飼育されている多くの個体はリチャードソンジリスである」(文献リスト国内21)とされていることから、本種を対象とした。
- ※4 ペットとしてハムスターと呼ばれる種は数多くの種を含むが、小型のハムスターであるヒメケナガネズミ属は一般に総称としてドワーフハムスターと呼ばれるため、ドワーフハムスターとした。
- ※5「日本で飼育されているハリネズミの多くはヨツユビハリネズミである」(文献リスト国内21)とされていることから、本種を対象とした。

(2) 文献リスト

調査対象動物の飼養管理に関する国際的なガイドライン、国内ほか諸外国の飼養管理に関する法令やガイドライン、国際機関によるガイドライン、日本動物園水族館協会団体等専門の団体によるガイダンスなどの文献を収集したほか、科学論文についても収集した。また、補足として一般飼育書、獣医学書も整理した。飼育書は出版年が新しいもの、検討会委員等有識者からご紹介頂いたものも収集した。収集整理した文献リストは、表 3 の通りである

1) 外国の法令、ガイドライン調査方法

諸外国の法令やガイドラインは、イギリス、アメリカ、ドイツの所管省庁の HP (例、英国の場合は英国環境・食糧・農村地域省 (Department for Environment, Food & Rural Affairs : DEFRA)) の Animal welfare 関連のページに掲載されている、対象とする哺乳類の生理・生態や習性又は哺乳類やその他動物全体に関して、対象種が含まれる飼養管理基準に相当する文書を選定した。ドイツについては、連邦食糧・農業省の HP 内の検索では家畜以外の哺乳類の飼養管理基準に相当するような規則等は確認されなかったが、同 HP 内の Animal welfare の専用ページでドイツ動物保護協会が作成した関連資料が確認されたため、これらの文書を公的機関が紹介する飼育書として選定した。フランスについては、動物一般の記載であったが飼養管理基準に相当する記載が確認されたため、整理対象とした。

EU については、European Commission のホームページ内にある Animal Welfare の専用ページ (https://food.ec.europa.eu/animals/animal-welfare_e) 内の、Animal welfare in practice にある Animal welfare on the farm のページを確認したが、いずれも家畜動物に対する文書であることを確認し、内容の確認は行っていない。

上記の検索以外に、国を限定せずに Web 検索で確認されたオーストラリアの州レベルの飼養管理基準や特定種その他、有識者から別途、提供いただいた情報を含む文書を調査対象とした。

2) 科学論文調査方法

科学論文を対象とした調査では、科学技術文献データベース (J Dream III) によるキーワード検索を行った。検索方法は、1~6 の検索キーワードを①~⑦の検索条件についてそれぞれ検索した。検索においては、Hamster、Rabbit、Horse を例として検索を行った。

この結果、延べ 7,461 文献が選定され、この中から表題や抄録を確認したのち、最終的に上記 3 種の生理・生態情報、飼育環境や飼育下の反応等に関する文献を抽出した。

なお、2010 年以前の前ものは整理対象外とした。

表 2 論文検索キーワード

検索キーワード	検索条件（以下の①～⑦のグループ内のいずれかを含む）
1. Hamster	①“pain”, “distress”, “stress”を含む
2. Rabbit	②“welfare”, “enrichment”を含む
3. Horse	③“cage”, “enclosure”, “shelter”, “housing”を含む
	④“temperature”, “humidity”, “ventilation”, “noise”, “light”を含む
	⑤“captive”, “pet”, “husbandry”, “management”を含む
	⑥“code”, “code of practice”, “guideline”, “guidance”, “manual”を含む
	⑦“assessment”, “inspection”, “standard”, “minimum standard”, “criteria”, “inspection”を含む

表 3(1) 収集文献リスト<国内>

グルーピング	No.	文献名	著者/監修者	発行年	出版社、出典等	使用想定者	ガイドライン、基準等の目的	備考
国の法令・施行令またはそれに基づく基準の解説書	1	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説書	環境省	2017年	環境省 HP	実験動物の管理や動物実験の実施の実務者	実験動物の福祉の向上と動物実験の再現性の確保	
国によるガイドライン	2	乳用牛の飼養管理に関する指針(案)	農林水産省	2022年	農林水産省パブリックコメント	家畜の飼養者等	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理	
国によるガイドライン	3	肉用牛の飼養管理に関する指針(案)	農林水産省	2022年		〃	〃	
国によるガイドライン	4	豚の飼養管理に関する指針(案)	農林水産省	2022年		〃	〃	
国によるガイドライン	5	馬の飼養管理に関する指針(案)	農林水産省	2022年		〃	〃	競馬や乗馬クラブ等で供用されている馬は対象として想定していない
国によるガイドライン	6	家畜の輸送に関する指針(案)	農林水産省	2022年		輸送のために家畜を取り扱う者	〃	対象種は乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー
国によるガイダンス	7	ペット動物販売業者用説明マニュアル(哺乳類・鳥類・爬虫類)	環境省	2005年	環境省 HP	動物販売業者	販売時の説明、飼育相談	
国によるガイダンス	8	家庭動物等飼養保管技術マニュアル	環境省	2005年	環境省 HP	動物の引取りと負傷動物の収容をする都道府県担当者	動物愛護の推進	
専門団体(公益法人)によるガイダンス	9	公益社団法人日本実験動物協会 実験動物の輸送に関する手引き(H27改訂)	公益社団法人日本実験動物協会	1994年,2015年改訂	公益社団法人日本実験動物協会	生産・販売に携わる者	実験動物を輸送する際に守るべき一般原則の明示	
専門団体(公益法人)によるガイダンス	10	適正施設ガイドライン(JAZA)	JAZA	—	公益社団法人日本動物園水族館協会	JAZA加盟園館の飼育技術者	適切な飼育	対象種はコツメカワウソ、小型霊長類
専門団体(公益法人)によるガイダンス	11	改訂版 新・飼育ハンドブック	JAZA	2020年	(公社)日本動物園水族館協会	JAZA加盟園館の飼育技術者	適切な飼育	
専門団体によるガイダンス	12	ニホンザルの飼養保管及び使用に関する指針	「ニホンザル」バイオリソース運営委員会	2017年	文部科学省 ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)	NBRP「ニホンザル」からニホンザルの提供を受ける者	適切な飼育、動物福祉の原則に基づいた取扱	
専門団体によるガイダンス	13	サル類の飼育管理及び使用に関する指針(第3版)	京都大学霊長類研究所	2010年	京都大学霊長類研究所(現京都大学ヒト行動進化研究センター)	研究者	獣医学と動物福祉に基づいた飼養管理	
一般飼育書	14	シマリス完全飼育	著者:大野 瑞絵/監修:三輪 恭嗣	2022年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
一般飼育書	15	ネズミ完全飼育 マウス、ラット、スナネズミ	著者:大野 瑞絵/監修:三輪 恭嗣	2021年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
一般飼育書	16	フクロモモンガ完全飼育	著者:大野 瑞絵	2019年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
一般飼育書	17	チンチラ完全飼育	著者:鈴木 理恵	2017年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
一般飼育書	18	ハリネズミ完全飼育	著者:大野 瑞絵	2016年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
一般飼育書	19	デグー完全飼育	著者:大野 瑞絵/監修:三輪 恭嗣	2015年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
一般飼育書	20	ザ・プレーリードッグ&ジリス	著者:大野 瑞絵/監修:三輪 恭嗣	2010年	誠文堂新光社	一般飼育者	適切な飼育	
獣医学書	21	カラーアトラスエキゾチックアニマル 哺乳類編 増補改訂版 一 種類・生態・飼育・疾病一	著:霍野晋、横須賀誠	2019年	緑書房	獣医師等	適切な医療	

表 3(2) 収集文献リスト<海外>

グループ	No.	ガイドライン・基準書名	対象種	位置づけ	年	国等	発行者	使用想定者	ガイドライン、基準等の目的	備考
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	1	Secretary of State's standards of modern zoo practice(国務長官による現代動物園業務基準)	動物園動物	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)による基準	2012年9月発行、最新版2017年10月	英国	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)	動物園	イングランドの動物園が満たすべき最低基準	対象の「動物」は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類または植物や菌類でないその他の多細胞生物
国による基準の補足	2	Zoos expert committee handbook(動物園専門委員会ハンドブック)		英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)によるハンドブック(※上記文献の補足的ガイダンス)	2012年11月	英国	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)	動物園	国務長官の現代動物園業務基準のガイダンスの補足	研究、調査、監査、アニマルウェルフェア、獣医業務などのソフト面が中心。特定種に関する言及は事例のみのため参考
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	3	Statutory guidance(法定ガイダンス) Selling animals as pets licensing: statutory guidance for local authorities(動物をペットとして販売するためのライセンス: 地方自治体向けの法定ガイダンス)	ウサギ、モルモット、フェレット、国内小型齧歯類、その他哺乳類、爬虫類・両生類)	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)によるペット販売時の基準	—	英国	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)	地方自治体職員	地方自治体職員によるペット販売事業者査察のためのガイダンス	若尾委員より紹介
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	4	Code rural et de la pêche maritime(農村および海上漁業規則)	家畜及び飼育された動物	フランス政府による規範	最新版 2022年11月	フランス	フランス国政府	飼育・管理している者を想定	動物はその所有者によって、その動物の種類、生物学的要請に適合した条件の下で飼育されなければならない(L.214-1条)	
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	5	Code of practice for the welfare of horses, ponies, donkeys and their hybrids(馬、ポニー、ロバ及びそのハイブリッドに対する福祉行動規範)	馬、ポニー、ロバ及びそのハイブリッド	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)によるAW実施基準	2013年4月発行、最新版2018年4月	英国	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)	明確な記載はないが、家畜を飼育・管理している者を想定	馬、ポニー、ロバやそれらの雑種のアニマル・ウェルフェア(家畜前提に限定していない)のためのガイダンス	
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	6	Guidance Travelling circuses: wild animal performance and exhibition(移動サーカス:野生動物のパフォーマンスと展示のガイダンス)	野生動物(ライオンやトラなどの大型ネコ科動物、ラクダ、ゾウ、トナカイ、シマウマ)	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)によるガイダンス	2019年11月発行、最新版2020年2月	英国	英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs:DEFRA)	明確な記載はないが、野生動物を飼育・管理している者を想定	移動サーカスの野生動物のAW	調査対象動物は含まれなかった
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	7	Code of Federal Regulations(米国連邦行政規則集) Title9 Animals and Animal Products Chapter I: Animal and Plant Health Inspection Service, Department of Agriculture Subchapter A: Animal Welfare Part 3: Standards	「犬及び猫」、「モルモット及びハムスター」、「ウサギ」、「霊長類」、「海洋哺乳類」、「その他」	米国連邦行政規則	1989年発行、最新2022年	米国	米国農務省	確認中	満たすべき基準として種別の人道的な取り扱い、ケア、治療、輸送のための設備の基準等が記載されている。(冷血動物は対象外)	
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	8	Llamas and Alpacas Code of Welfare(リャマとアルパカの福祉規範)	アルパカ	ニュージーランド政府によるリャマ・アルパカのためのアニマルウェルフェアのための基準	2018年	ニュージーランド	ニュージーランド政府(農業省)	飼育者	ケアに関する最低基準と推奨事項	佐藤委員より紹介

グループ	No.	ガイドライン・基準書名	対象種	位置づけ	年	国等	発行者	使用想定者	ガイドライン、基準等の目的	備考
専門団体(公益法人)によるガイドランス	9	Code of Welfare for Alpacas and Llamas Australia, 2016 (アルパカとリヤマのための福祉規範、オーストラリア 2016 年版)	アルパカ	オーストラリア獣医師会によるアルパカのアニマルウェルフェアのための基準	2016 年	オーストラリア	オーストラリア獣医師会	飼育者	アルパカのケアに関する最低基準と推奨事項	佐藤委員より紹介
国際的な団体による規則・基準	10	Summary of Husbandry Guidelines for Asian Small-clawed Otters in Captivity.(飼育下のコツメカワウソの飼育ガイドライン要約)	コツメカワウソ	コツメカワウソ飼育のための IUCN によるガイドライン	2008 年	IUCN	Carol J. Heap, Lesley Wright, Lindell Andrews Published by IUCN/SSC Otter Specialist Group, Otters in Captivity Task Force (IUCN/SSC カワウソ専門家グループ、飼育下のカワウソ タスク フォース発行)	飼育者(動物園等?)	コツメカワウソの飼育に必要な基準の周知	三輪委員より紹介
民間団体発行の飼育指針	11	ALPACAS, LLAMAS&Guanaco Welfare Guide 2014(アルパカ、リヤマ及びグアナコの福祉ガイド 2014 年版)	アルパカ	British Alpaca Society によるガイドライン	2014 年	英国	Anthony. A. Turner.MMS. BAS Welfare Committee British Alpaca Society (英国アルパカ協会、英国アルパカ協会福祉委員会)	飼育者	ケアに関する最低基準と推奨事項	佐藤委員より紹介
公的機関が紹介する飼育書	12	Steckbrief(プロフィール)	モルモット	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	13	Broschüre "Die Haltung von Meerschweinchen"(飼い方パンフレット)	モルモット	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	14	Steckbrief(プロフィール)	ウサギ	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	15	Broschüre "Die Haltung von Meerschweinchen"(飼い方パンフレット)	ウサギ	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	16	Steckbrief(プロフィール)	ラット	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	17	Steckbrief(プロフィール)	マウス	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	18	Steckbrief(プロフィール)	ゴールデンハムスター	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
公的機関が紹介する飼育書	19	Broschüre "Die Haltung von Meerschweinchen"(飼い方パンフレット)	ゴールデンハムスター	飼育方法などの紹介	—	ドイツ	ドイツ動物保護協会	確認中	飼養に適した条件などを記載	
獣医学書	20	Handbook of Exotic Pet Medicine (エキゾチックペット医療ハンドブック)	エキゾチックアニマル	生態的特徴、飼育方法、診療に資する情報紹介	2021 年		Marie Kubiak	獣医師	適切な医療	平林委員より紹介

グループ	No.	ガイドライン・基準書名	対象種	位置づけ	年	国等	発行者	使用想定者	ガイドライン、基準等の目的	備考
国際的な団体による規則・基準	21	OIE 陸生動物衛生コード 第7部(アニマルウェルフェア)	ウシ、バウファロー、シカ、ラクダ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウマ	OIE による世界中の陸生動物の健康と福祉、および獣医の公衆衛生を改善するための基準	2022年	国際機関	OIE(国際獣疫機関)	OIE加盟国獣医局	海上輸送・陸上輸送、航空輸送時の注意すべき項目や推奨個体密度など	輸送時には従う必要があるが、本来の生態・習性を考慮した記載ではないため、現時点では内容の抜粋はなし。
国際的な団体による規則・基準	22	LIVE ANIMAL REGULATIONS (LAR) Edition 48 (International Air Transport Association IATA)(生きた動物に関する規制 第48版(国際航空運送協会 IATA))	今回調査対象種の概ね全て(その他哺乳類、爬虫類を含む)	動物の輸送に関する規則(IATA)	2022年	国際機関	国際航空運送協会(International Air Transport Association: IATA)	荷主と運送業者	哺乳類(犬、猫を除く)及び爬虫類の航空輸送時のコンテナサイズ等の条件が種別に整理	輸送時には従う必要があるが、本来の生態・習性を考慮した記載ではないため、現時点では内容の抜粋はなし。
国の法令・施行令またはそれに基づく基準	23	Animal Welfare Code of Practice - Animals in pet shops(ペットショップの動物に対する動物福祉行動規範)	動物全般	動物福祉の指針	2008年	オーストラリアニューサウスウェールズ州政府	オーストラリアニューサウスウェールズ州第一次産業局	ペットショップ事業者	サウスウェールズ州のペットショップ事業者が守るべき飼育と販売のガイドライン、基準	若尾委員よりご紹介。対象は、犬、猫、ウサギ、モルモット、ネズミ、鳥、魚、その他の脊椎動物。
獣医学書	24	Behavior of Exotic Pets(エキゾチックペットの行動)	フェレット、ウサギ、モルモット、マウス、ラット、スナネズミ、ハムスター、チンチラ、プレーリードッグ、フクロモモンガ等	エキゾチックペットの行動	2010年		Valarie V. Tynes	獣医師、飼育舎		三輪委員、平林委員よりご紹介
民間団体(国際団体)発行の飼育情報	25	Caring for reptiles and other exotic pets(爬虫類やその他のエキゾチックペットの世話について)	ウサギ、馬、齧歯類、フェレット	飼育をする前に確認すべき基本的な生態情報と飼育方法に関する情報	-	英国	The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals, (RSPCA)(英国動物虐待防止協会)	飼育者	飼養に適した条件などを記載	若尾委員よりご紹介。※分類群毎のページに複数の関連資料が掲載されている。
州の法令・施行令またはそれに基づく基準	26	Standards for Exhibiting Australian Mammals in New South Wales(ニューサウスウェールズ州におけるオーストラリア哺乳類の展示基準)	オーストラリア固有の哺乳類(海洋哺乳類は含まない)(フクロモモンガモモンガ、齧歯類(ラット)を含む)	1986年展示動物保護法(EAPA)に基づいて認可された出展者によって展示、または展示のために保管される種への基準	2006年	オーストラリアニューサウスウェールズ州政府	オーストラリアニューサウスウェールズ州第一次産業局	動物の展示者	展示動物の福祉を最大化するための基準	アニマルライツセンターよりご紹介の『Standards, Guidelines and Policies(基準、ガイドライン及び政策)』中に掲載されている文書
州の法令・施行令またはそれに基づく基準	27	Standards for Exhibiting Carnivores in New South Wales(ニューサウスウェールズ州における肉食動物の展示基準)	真獣目の肉食動物の種のすべて。フェネック、コツメカワウソ、ミーアキャットを含む。ただし有袋類は含まない。	1986年展示動物保護法(EAPA)に基づいて認可された出展者によって展示、または展示のために保管される種への基準	2016年	オーストラリアニューサウスウェールズ州政府	オーストラリアニューサウスウェールズ州技術・地域開発部	動物の展示者	展示動物の福祉を最大化するための基準	アニマルライツセンターよりご紹介の『Standards, Guidelines and Policies(基準、ガイドライン及び政策)』中に掲載されている文書
州の法令・施行令またはそれに基づく基準	28	Policy on Exhibiting Primates in New South Wales(ニューサウスウェールズ州における霊長類の展示に関する方針)	ヒト以外の霊長類の展示に特に適用	展示動物保護法に基づいて認可された動物展示施設で通常飼育されている霊長類へのポリシー	2000年	オーストラリアニューサウスウェールズ州政府	オーストラリアニューサウスウェールズ州農業部	動物の展示者	霊長類の展示動物の最低基準	アニマルライツセンターよりご紹介の『Standards, Guidelines and Policies(基準、ガイドライン及び政策)』中に掲載されている文書
科学論文	29	Investigations on the Influence of Floor Design on Dirtiness and Foot Pad Lesions in Growing Rabbits(発育中のウサギの汚れと足蹠病変に及ぼすフロアデザインの影響に関する調査)	ウサギ	科学論文	2019年	ドイツ	Masthoff Till, Hoy Steffen	-	-	文献取り寄せ中

グループ	No.	ガイドライン・基準書名	対象種	位置づけ	年	国等	発行者	使用想定者	ガイドライン、基準等の目的	備考
科学論文	30	Evidence-based approach to recognising and reducing stress in pet rabbits (ペットのウサギのストレスを認識して軽減するための証拠に基づくアプローチ)	ウサギ	科学論文	2020年	-	Foot Amber (NR Leyland, Croston, Lancashire PR26 9RN, UK)	-	-	文献取り寄せ中
科学論文	31	How to keep your horse safe? An epidemiological study about management practices (馬の安全を守るには? 管理実践に関する疫学研究)	馬	科学論文	2016年	-	Lesimple C. (Universite de Rennes 1, Ethologie Animale et Humaine UMR CNRS 6552, Batiment 25, Campus de Beaulieu, 263 Avenue du General Leclerc, CS 74205, 35042 Rennes Cedex, France)他	-	-	さまざまな福祉指標への影響に応じて管理パラメーターを特定するための初期研究。内容の抜粋はなし。
科学論文	32	Indicators of Horse Welfare: State-of-the-Art (馬の福祉の指標: 最新)	馬	科学論文	2020年	-	Lesimple Clemence (Univ Rennes, Normandie Univ, CNRS, EthoS (Ethologie Animale et Humaine)-UMR 6552, F-35380 Paimpont, France)他	-	-	馬の福祉の信頼できるアニマルベースの指標の必要性について述べるが具体的な記述なし。
科学論文	33	Free movement: A key for welfare improvement in sport horses? (自由な動き: スポーツ馬のウェルフェア向上のカギとは?)	馬	科学論文	2020年	-	Lesimple Clemence (Univ Rennes, Normandie Univ, CNRS, EthoS (Ethologie animale et humaine) - UMR 6552, F-35380, Paimpont, France)他	-	-	文献取り寄せ中

(3) 調査対象とした項目

収集した文献について、表 4 に示す飼養管理基準の項目の基本的な考え方を踏まえ、その考え方に資する内容を調査した。緑マーカー部は現行の飼養管理基準には個別に記載されていないもの、黄色マーカー部は現在犬猫を対象として記載があるものである。

表 4(1) 調査対象項目一覧

項目	基本的な考え方	調査内容 (現行飼養管理基準小項目等を参考)
(1)飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項	動物の飼養及び保管にあつては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設の管理に関する項目(清掃頻度、衛生管理、清潔の保持、巡回、保守点検、清掃、消毒及び保守点検の実施状況の記録及び台帳保管、鳴き声、臭気等を防ぐ施設の開口部の管理、鳴き声等の騒音対策、逸走防止の施錠設備等) ・飼養施設に備える設備の構造、規模等(空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器、衛生動物の侵入防止や駆除のための設備、ケージの大きさ・広さ、動物が障害等を受けない安全な構造及び材質、床材、逸走防止のための構造及び強度) ・飼養施設に備える設備(給餌及び給水器具、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、砂浴び、休息、隠れる等ができる設備、水場、隠れ場(シェルター)等) ・ケージの清掃や残渣や汚物の処理、ふん尿の受け皿や床敷き、逸走防止のための施錠設備、分離型運動スペースの維持管理維持管理
(2)動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項	動物の飼養管理及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、施設・設備の構造及び規模等に応じて、適切な数の従業員を配置する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養又は保管業者が、飼育又は保管できる動物の頭数上限
(3)動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項	動物の健康・安全の確保のためには、種類・習性等に応じた適切な温度・湿度の維持及び日照の確保等が必要である。また、施設を常に清潔にして周辺環境保全に努める等、動物のみならず、人の生活環境の保全にも努める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度、熱源・日照(設備含む)、水場を必要とする場合は水質等の確保及び騒音の防止 ・温度計及び湿度計による飼育環境の管理、日長変化に応じた光環境の管理 ・死体の適切な処理
(4)動物の疾病等に関する措置に関する事項	動物の健康・安全を保持するためには、日常的な健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、疾病等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるなど、適切な対応を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな動物の導入の際の必要に応じた他の動物との隔離 ・疾病や障害の予防、寄生虫の予防や駆除等の日常的な健康管理 ・健康診断の頻度、必要に応じた診療、これらの記録とその保持

表 4(2) 調査対象項目一覧

項目	基本的な考え方	調査内容 (現行飼養管理基準小項目等を参考)
(5)動物の展示又は輸送の方法に関する事項	動物の展示・輸送に当たっては、動物に過度の苦痛を与えることがないよう適切に行われる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・展示時間、展示を行わない時間の設定、休息設備への自由な移動の確保 ・輸送の際の設備（転倒防止、観察設備）、設備の広さや空間及び清潔さ、温度、明るさ、換気、湿度等の確保、給餌及び給水 ・輸送時間の短縮化及び休息・運動の時間の確保、衛生管理や事故や逸走防止の措置、輸送後の目視観察
(6)動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項	みだりに繁殖させることによる動物への過度な負担を避けるとともに、遺伝性疾患等に留意する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の方法、繁殖回数、繁殖可能時期等繁殖の用に供することができる成長程度、その他の動物の繁殖の方法に関する事項
(7)その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛護及び適正な飼養に関し必要な設備、習性等で留意すべき事項（多頭飼育の可否、捕食動物との関係、給餌・給水回数、冬眠、動物のグルーミングケア、人とのふれあい、齧り棒 等）

2. 動物飼養管理上の課題が指摘されている事例等の検索

犬猫以外の哺乳類について、動物取扱業における飼養管理に関する課題と想定される事例をWEB検索により把握した。検索はGoogleにより、表5に示すキーワードと組み合わせによって行った。

また、課題の指摘において、課題指摘内容を転記している場合（ブログなどで愛護団体のHPを紹介している場合）や、同一の事例を別の媒体が取り上げている場合（愛護団体の指摘内容がネットニュースで取り上げられている場合）は選定しなかった。また、個人の発信については、発信対象者が確認したものであり、内容が具体的であるもの、写真があるものを対象として抽出した。

表5 動物飼養管理上の課題が指摘されている事例検索に用いたキーワード

業種等	状況	ネガティブワード	動物種
【業種1】 移動動物園、ふれあい動物園、猿回し、ハリネズミカフェ、チンチラカフェ、小動物カフェ、ウサギカフェ、カワウソカフェ、小動物カフェ、観光牧場、もふもふ	【状況1】 人獣共通感染症、集団感染	虐待、愛護、問題、福祉、課題、懸念、闇、おかしい、ダメかわいそう、ひどい	(全体) 動物、ペット、小動物、アニマル、エキゾ (エキゾチックアニマル) ※1
	【状況2】 捕食動物&展示、被捕食動物&展示、単独飼育、多頭飼育、輸送、夜行性、しつけ		(個別) ハム (ハムスター)、キンクマ、マウス、ネズミ、モルモット、リス (シマリス)、チンチラ、モモンガ (フクロモモンガ)、デグー、スナネズミ、ジャンガリアン、カピバラ、ウサギ、ハリネズミ、フェレット、ミーアキャット、カワウソ、サル、フェネック、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシ、アルパカ
【業種2】 ブリーダー、ペットショップ、ペットホテル			

※1: () は検索内容が含まれることを示す。ハムにハムスターは含まれる。

キーワード組み合わせ	目的
A:業種1&ネガティブワード (例: 移動動物園×虐待、移動動物園×愛護等をそれぞれ組み合わせ検索)	その他哺乳類を取り扱う業種について、ネガティブな評価がされているものを検索。
B:業種2&ネガティブワード&動物種 (例: ペットショップ×ひどい×ハム、ペットショップ×ひどい×ウサギ 等)	その他哺乳類を取り扱う業種について、動物種を限定してネガティブな評価がされているものを検索。
C:状況1&動物種	人獣共通感染症についてその他哺乳類関連を検索。※2
D:状況2&ネガティブワード&業種1	「業種1」の課題の中でも、特に懸念される状況2関連のものを選定して検索。

※2: 人獣共通感染症はキーワード検索のほか、国立感染研究所サイト等を確認。

※3: 検索結果が1000を超える場合、①動物と無関係なものが含まれる場合は除外キーワードの設定 (例: 虐待のうち人間の虐待を除く)、②直近3年の事例に絞る等により200程度に絞り内容を確認した。

3. ヒアリング調査

関係団体の意見を把握するため、下記についてヒアリングを行っている。

(1) ヒアリング先

- 動物取扱業者の団体
- 自治体
- 動物愛護団体

(2) ヒアリング内容

各ヒアリング先へのヒアリング項目は、表 6 のとおりである。

表 6 ヒアリング項目一覧

ヒアリング項目	動物取扱業者団体	自治体	動物愛護団体
■現状について			
・動物取扱業において現在流通の多い種・品種について	●	●	
・動物取扱業における飼養保管基準（犬猫以外にも適用される定性基準）の遵守状況について	●	● 指導状況も含む	●
・業界内における動物の健康、安全及び生活環境の保全上の観点からの取組について（飼養管理基準の遵守以外に何かあれば）	●		
・業種、業態、動物種ごとの飼養保管方法に関する懸念・指摘について（例：販売時のケージサイズ、動物カフェでのふれあいなど）	●	●	●
・人畜共通感染症等、人と動物のふれあいに関する課題について	●	●	●
■犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準について			
・当該基準に記載すべき事項について	●	●	●
・当該基準に記載された場合に、動物取扱業者として支障が生じる内容について	●	● 運用上の懸念事項	

4. 現地実態調査

動物取扱業者における犬猫以外の哺乳類の飼養管理状況について把握するために、下記について現地実態調査を行っている。

(1) 現地実態調査先

- 犬猫以外の哺乳類を扱うブリーダー
- 犬猫以外の哺乳類を扱う動物カフェ
- 観光牧場
- その他小型哺乳類等の触れ合い施設

(2) 現地実態調査内容

各現地実態調査先における調査項目は、表 7 のとおりである。

表 7 現地実態調査項目一覧

現地実態調査項目	ブリーダー	動物カフェ	観光牧場	ふれあい施設
■現状について				
・現在取り扱いの多い種・品種について	●	●	●	●
・動物取扱業における飼養保管基準（犬猫以外にも適用される定性基準）の遵守状況について	●	●	●	●
・動物の健康、安全及び生活環境の保全上の観点からの取組や飼養管理方法について	●	●	●	●
・動物種ごとの飼養管理方法マニュアル、研修等について	●	●	●	●
・動物種ごとの飼養保管方法に関する懸念・指摘について	●	●	●	●
■犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準について				
・当該基準に記載すべき事項について	●	●	●	●
・当該基準に記載された場合に、動物取扱業者として支障が生じる内容について	●	●	●	●